

京都市告示第362号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成26年10月31日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
中川織物	京都市上京区上御霊前通新町東入継孝院町75番
鮎鶴	京都市下京区木屋町通松原上る美濃屋町180番1(一部), 180番2, 181番, 182番1, 182番2, 182番18(一部)

(都市計画局都市景観部景観政策課)